

平成30年度 第1回那須塩原市男女共同参画審議会 会議録（概要）

日 時 平成30年8月9日（木） 午前10時00分～11時30分
場 所 那須塩原市役所 303会議室
出席委員 陣内会長、柳場委員、笹川委員、大島委員、齋藤委員、高橋委員、鈴木委員、菊地委員、
大島委員、高山委員、平山委員、森田委員、佐藤委員、加藤委員 以上 14名
欠席委員 渡辺委員、伊坪委員、田村委員、島田委員、相馬委員 以上 5名
那須塩原市 君島市長、藤田企画部長
事 務 局 阿見市民協働推進課長、平川課長補佐兼男女共同参画係長、市川

【議事】

1 開 会（阿見課長）

2 あいさつ

（陣内会長）

那須塩原市男女共同参画推進条例の基本理念について、第3条1項「男女が個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、男女間における暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されること」とある。男女共同参画は人権が根本にある。草の根として私たち委員が男女共同参画についてしっかりと審議していければ。

（君島市長）

第3次那須塩原市男女共同参画行動計画を策定し、昨年度より各種施策を推進している。本日は、第3次行動計画の施策について、初の年次報告がまとまったため、委員の皆様には提示させていただく。また、今年度実施する「男女共同参画社会に関する市民意識調査」について説明させていただく。

委員の皆様には、それぞれの立場からの御意見をいただきたい。

3 委員自己紹介（各委員、事務局）

・省略

4 議 題

（1）男女共同参画行動計画の平成29年度年次報告について（報告）（進行：陣内会長）

<資料に沿って説明（要旨）>（事務局）

那須塩原市男女共同参画推進条例第16条の規定により、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、報告書を作成し、これを公表するものとされている。本年次報告は、平成29年度の実施状況について、各担当課から報告のあった内容を取りまとめたもの。

第3次那須塩原市男女共同参画行動計画指標と目標値は、本市の男女共同参画社会の形成状況を把握するために、施策の方向ごとに36の指標を設定し、目標値を定めたもの。36の指標のうち7つ

の指標は、平成33年度の目標値を達成している。

各事業の評価は、行動計画の施策について、事業本来の目的での達成度により各担当課の自己評価で報告をいただいたもの。各課の取組み状況は92の事業の内91の事業において、達成された又は概ね達成されたとの評価であり、全体としての推進状況は概ね良好であると考えられる。

年次報告書については、市のホームページや男女共同参画広報紙「みいな」等で市民に公表する。

<質疑応答・意見等（要旨）>

Q. p8「デートDV防止パンフレット」について、昨年度、編集委員として携わり、中学・高校3年生への配布を行い啓発することができた。しかし、今年度当初、予算が削られた関係で今年度はパンフレットの配布ができないかもしれないとの話を聞いた。現在は今年度も配布ができるとのことだが、今後、何年間配布する予定なのか？また、パンフレットの内容の変更などはあるのか？デートDV防止パンフレットは、ただの印刷費ではなく、中学・高校生への重要な啓発費であることを強調したい。【佐藤委員】

A. 今年度と来年度は同内容で配布させていただく。再来年度以降については、予算協議のうえのことなので、明確な回答はできない。【事務局】

O. 創業塾は若い方にも人気があり、受講後にお店を立ち上げている方もいる。今後もぜひ創業塾事業を続けてほしい。【菊地委員】

A. 今年度、男女共同参画セミナー「女性のための起業講座」において、創業塾に関するお知らせをさせていただいた。今後も周知等させていただきたい。【事務局】

O. 各事業の評価は担当課の自己評価とのことだが、DV相談（者）件数について、評価を精査していただきたい。【森田委員】

O. p4「DV被害者の自立支援を行う婦人相談員数」について、相談員を2人から3人に増員したとなっている。しかし、DVは女性だけではなく男性も被害者となることがあるため、婦人相談員だけではなく、男性相談員も必要ではないか。【笹川委員】

A. 男性は県・パルティの男性専門のDV等相談窓口へ案内しているとのこと。御意見を担当課に伝えさせていただく。【事務局】

O. p5「自主防災組織の世帯カバー率」について、災害が多い昨今、自主防災組織は重要であるが、中々立ち上げが難しいのが現状である。9年前、自身が自治会長となった最初の年に自主防災組織の立ち上げが示唆され、苦勞しながらも立ち上げることができた。しかし、地区によっては、毎年自治会長が交代となることもあるので、そういった体制では立ち上げは難しいのではないかと考える。【高山委員】

A. 担当課に御意見を伝えさせていただく。【事務局】

O. 連合栃木那須地域協議会では、労働組合・企業に向けてLGBTやSOGIの周知に取り組んでいる。【大島委員】

O. 男女共同参画に関する計画はあっても、一般の家庭では、中々、男女共同参画の認知・実感はないのではないか。計画指標・目標値などに関して、事業の実績値ではなく、事業の効果が測れるようなものを検討しては。【笹川委員】

O. 人権擁護委員として小・中学校で啓発活動を行っている。学校などであれば、感想文という形で

見える事もあるけれど、効果・答えというのは、中々見えづらい。少しでも生徒たちの中に気付きなどが生まれれば、と思いながら活動している。【鈴木委員】

O. 高校生とワークショップをする機会などがあるが、子どもたちは男女共同参画（人権）を当然のこととして、考えているように感じる。【陣内会長】

O. デートDV防止のための高校生出前講座を行っているが、そういった中で子どもたちへの啓発はされていると感じる。しかし、社会では、特に農村部や自治会などでは、男女共同参画の意識は浸透していないと感じている。【佐藤委員】

O. 現在、東京医科大学の女子受験生の減点が問題となっている。大人は自身が学んだこと（慣例）を子どもたちに伝えていくが、その根本を時には見直さなければならないと考えられる。常に先行し、議論しながら社会を高めていかなければならない。【加藤委員】

O. 学校までは男女は平等であるが、社会に出ると男女は平等ではなくなってしまう。育休取得率をみても男女の差は大きい。社会に出てからの問題をどう改善していくか。【笹川委員】

Q. ハローワークなどでの男女共同参画の状況は？【柳場委員】

A. 公正な採用選考を旨としており、LGBTセミナーなども行っている。ただ、大企業はそういった啓発が進みつつあるが、中小企業では中々進んでいないと感じる。引き続き、啓発に取り組んでいきたい。【大島委員】

O. 男女共同参画というと、女性の参画の機会を確保することに目が行きがちだが、男性の参画についても考えていかなければならないと思う。食生活改善推進員は全国組織であり、会員は女性会員が多かったが、近年は男性会員も増えてきた。その中で、市協議会において男性会員が市（副）会長に立候補したが、県から男性の会長職は認められないということがあった。県・全国でも役員男性はいないという。【平山委員】

O. DVでは、女性だけが被害者ということではなく、男性の被害者もいる。役職などについては、男性・女性と性別にこだわるのではなく、やりたい人に、能力のある人に機会が与えられると良い。【柳場委員】

Q. 事業42「がん検診の推進」がC評価であるが、理由は？

A. 各種がん検診の受診率が、前年度に比べていずれも減少しているため、担当課の自己評価によりC評価となっている。

O. 男女平等については学校と社会のギャップがある。大人を変えるのは難しいが、子どもたちから人権教育、男女共同参画について啓発していければ。また、教員自身も学んでいかなければならない。【齋藤委員】

O. 委員の皆さんからいただいた意見をまとめると、男女共同参画の推進においては、実績など数字的なものの先の効果が重要であり、子どもから大人まで全体へどう男女共同参画の意識形成をしていくかが重要であると考えられる。【陣内会長】

（2）市の審議会等における女性委員の登用状況について（報告）（進行：陣内会長）

<資料に沿って説明（要旨）>（事務局）

第3次那須塩原市男女共同参画行動計画では、「審議会における女性委員の割合」について33年度

の目標値を40%と掲げている。平成30年5月1日時点で、審議会等における女性委員の割合は、28.7%であった。段階的に目標値の達成を目指すため、30年度の目標値を32.5%としたが、33の審議会のうち20の審議会では目標値を満たしていない。そのうち6の審議会は女性委員がいない状況である。

委員会等については、固定資産評価審査委員会を除き、5の委員会が32.5%の目標値に達していない状況である。

審議会等の委員の構成については、それぞれの規定があり、一律に女性委員の登用目標値を32.5%とするのは、なかなか難しいことだが、あて職によらない委員の選考や選出区分の見直しなどにより、女性を選出される可能性が高まる。女性の意見を様々な分野で反映させるためにも、女性委員の登用率の向上に向け、各部署へ働きかけを行っていく。

<質疑応答・意見等（要旨）>

O. 女性委員の割合が7割を超える審議会が3審議会あるが、男性も多い分野であるので、すぐ是正できるのではないか。【笹川委員】

O. 県の女性リーダー研修等を修了した人の名簿があるかと思う。そういった名簿を活用していくと良いと考える。【鈴木委員】

A. 審議会委員の委嘱切り替えが多い年度末や年度始めに、女性の人材リストを庁内に周知し、女性委員の登用を呼び掛けている。今後、新規のリスト登録者の募集も行っていく。【事務局】

O. 審議会等における女性の委員登用では、各担当課での意識も重要であるので、女性委員が少ないところへは、改善していただけるよう働きかけを。【陣内会長】

（3）男女共同参画社会に関する市民意識調査について（報告）（進行：陣内会長）

<資料に沿って説明（要旨）>（事務局）

那須塩原市における男女共同参画社会の形成状況や市民の意識を明らかにするとともに、「第3次那須塩原市男女共同参画行動計画」の中間年次である平成30年度に市民意識調査を実施することで、今後の事業展開に生かしていく。

調査期間は平成30年10月15日から31日までの17日間を予定。調査対象は20歳以上の市民から男女各1,000人、合計2,000人を抽出。調査方法は郵送による調査用紙送付及び回答。なお、今回は、市ホームページに専用フォームを開設し、インターネットでの回答も可能とする予定。

スケジュールは、9月5日号の男女共同参画広報紙「みいな」で市民意識調査の実施について周知。各種関係機関や印刷業務等についての調整や手続きを行い、10月5日号の広報なすしおばらへ協力依頼を掲載。調査票は10月15日に発送し、回答期限は10月31日までとする。11月以降は、調査票の回収率を上げるため、回答謝礼状及び督促状を発送。調査票の回収、集計、分析等を行い、年度内に調査報告書を作成する予定。

調査票については、昨年度の審議会において、平成27年度に実施した市民意識調査と同内容で了承を得ている。調査票内の男女共同参画に関する言葉について、一部の言葉が難しいとの御意見をいただき、内容の変更等も検討したが、前回からの男女共同参画の推進状況を確認する意味合いもある

ことから内容等の変更はせず、資料3の調査票のとおり実施したいと考えている。

<質疑応答・意見等（要旨）>

Q. 調査票の質問項目において、性別に「その他」は設けないのか？【佐藤委員】

A. 平成30年度の調査では、前回調査からの比較ということもあり、現調査票により実施予定。性別項目については次回からの市民意識で検討していきたい。【事務局】

Q. 次回の市民意識調査はいつ実施予定か？【笹川委員】

A. 平成32年度実施予定。【事務局】

O. 調査票の設問について、「○は一つだけ」や「それぞれ一つずつに○」、「あてはまるものすべてに○」など設問ごとに回答が異なるので、分かりやすいように工夫を。【森田委員】

A. 回答しやすいよう、表記等検討する。【事務局】

Q. 市職員へ市民意識調査の結果などは周知しているのか？【笹川委員】

A. 庁内掲示板等にて結果を周知している。【事務局】

O. 男女共同参画に関する市職員研修などにも意識調査の結果を活用していくと良い。【笹川委員】

(4) その他

- ・「第3次那須塩原市男女共同参画行動計画」基準値・目標値の訂正について（事務局）
→委員了承

6 閉 会（阿見課長）

以上

【配付資料】

那須塩原市男女共同参画審議会委員名簿

資料1：「市の審議会等における女性委員の登用状況」について
市の審議会等における女性委員の登用調査票
(地方自治法202条の3に基づく審議会等)

資料2：男女共同参画社会に関する市民意識調査実施要領

資料3：男女共同参画社会に関する市民意識調査

資料4：「第3次那須塩原市男女共同参画 平成29年度～平成33年度」
正誤表

資料5：男女共同参画広報紙「みいな」6月5日号

【事前に配布した資料】

■ 第3次那須塩原市男女共同参画行動計画

■ 第3次那須塩原市男女共同参画行動計画 年次報告書